

議案第97号

西脇多可行政事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、西脇多可行政事務組合規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年11月30日

西脇市長 片山 象三

西脇多可行政事務組合同規約の一部を改正する規約

西脇多可行政事務組合同規約（昭和55年西脇市多可郡消防事務組合同規約第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

- (2) 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済事業及び農業経営収入保険事業の事務に関する事。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。